

広島県告示第八百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
広島県安芸郡府中町八幡一丁目、同町八幡三丁目、同町八幡四丁目、同町茂陰二丁目、同町浜田一丁目、同町浜田二丁目、同町緑ヶ丘、同町柳ヶ丘地内	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示			
			区域の名称 茂陰二丁目二（六六三）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
			急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
			茂陰二丁目六（六九二〇―二）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
			急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
			茂陰二丁目一六（四八五九）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
			急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
			柳ヶ丘一（四八五八）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
			急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
			柳ヶ丘一（四八五八―二）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊			
柳ヶ丘一（四八五八―一）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示			
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊			
柳ヶ丘一（四八五八―三）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示			
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊			
八幡四丁目一（五四七―二）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示			
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊			

八幡川支川 (二五二)	八幡川支川 (二五二)	急傾斜地の 崩壊	八幡川支川 (二五二)	急傾斜地の 崩壊
	次図のとおり	次図のとおり	次図のとおり	次図のとおり
	土石流	次図のとおり	次図のとおり	次図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。